

議案第 86 号

長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の  
一部を改正する条例について

上記議案を提出します。

令和元年 12 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

簡易水道事業を長与町上水道事業に統合するため、所要の改正を行うもの。

## 長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例

(長与町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 長与町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「するために水道を、」を「し、及び」に、「はかるために下水道(以下上水道、簡易水道、下水道)」を「図るため長与町上水道事業及び長与町下水道事業(以下これら)」に改め、同条各号を削る。

第2条を次のように改める。

(地方公営企業法の適用)

第2条 長与町下水道事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の規定の全部を適用する。

第3条第2項を次のように改める。

2 長与町上水道事業の給水区域は、本川内郷の一部、平木場郷の一部、三根郷の一部、吉無田郷の一部、高田郷の一部、丸田郷の一部、嬉里郷の一部、斉藤郷の一部、岡郷の一部、まなび野1丁目、まなび野2丁目、まなび野3丁目、北陽台1丁目及び北陽台2丁目の区域内とする。

第3条第3項及び第4項中「(自由ヶ丘団地簡易水道及び道ノ尾温泉団地簡易水道を含む。)」を削り、同条第5項中「下水道」を「長与町下水道事業」に改める。

(長与町水道給水条例の一部改正)

第2条 長与町水道給水条例(平成9年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び簡易水道事業」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。